

## 【労務】令和3年度「全国労働衛生週間」を10月に実施

厚生労働省は、10月1日（金）から7日（木）まで、令和3年度「全国労働衛生週間」を実施します。今年度は、一般公募で募った「向き合おう！こころとからだの健康管理」をスローガンに決定しました。また、副スローガンとしては、「うつらめうつさぬルールとともにみんなを守る健康職場」を選び、「全国労働衛生週間」を契機に、職場における新型コロナウイルス感染症拡大防止の徹底を呼びかけることとしています。

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に昭和25年から毎年実施しているもので、今年で72回目になります。毎年9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間とし、この間、各職場で職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取り組みを展開するものです。

### ■主唱者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

- (1)労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2)雑誌等を通じて広報を行う。
- (3)労働衛生講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (4)事業場の実施事項について指導援助する。
- (5)その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

### ■実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

#### (1)全国労働衛生週間中に実施する事項

- ア：事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ：労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ：労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ：有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ：労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

#### (2)準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

##### ア：重点事項

- (ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項
- (イ) 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項
- (ウ) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組の推進に関する事項
- (エ) 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく労働災害の予防的観点からの高年齢労働者に対する健康づくりの推進に関する事項
- (オ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- (カ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項
- (キ) 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項
- (ク) 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
- (ケ) 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進に関する事項
- (コ) 「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進に関する事項
- (サ) 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項

### イ：労働衛生3管理の推進等

- (ア) 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化に関する事項
- (イ) 作業環境管理の推進に関する事項
- (ウ) 作業管理の推進に関する事項
- (エ) 「職場の健康診断実施強化月間」（9月1日～9月30日）を契機とした健康管理の推進に関する事項
- (オ) 労働衛生教育の推進に関する事項
- (カ) 「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等に基づく心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施に関する事項
- (キ) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進に関する事項
- (ク) 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づく副業・兼業を行う労働者の健康確保対策の推進に関する事項
- (ケ) 職場における感染症（新型コロナウイルス感染症、ウイルス性肝炎、H.IV、風しん等）に関する予防接種への配慮を含めた理解と取組の促進に関する事項

### ウ：作業の特性に応じた事項

- (ア) 粉じん障害防止対策の徹底に関する事項
- (イ) 電離放射線障害防止対策の徹底に関する事項
- (ウ) 「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく騒音障害防止対策の徹底に関する事項
- (エ) 「振動障害総合対策要綱」に基づく振動障害防止対策の徹底に関する事項
- (オ) 「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく情報機器作業における労働衛生管理対策の推進に関する事項
- (カ) 酸素欠乏症等の防止対策の推進に関する事項
- (キ) 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等に関する事項

### エ：東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

- (ア) 東電福島第一原発における作業や除染作業等にに従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底に関する事項
- (イ) 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について」（平成24年8月10日付け基発0810第1号）に基づく東電福島第一原発における事故の教訓を踏まえた対応の徹底に関する事項

今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる“3つの密”（(1)密閉、(2)密集、(3)密接）を避けることを徹底しつつ、各事業場の労使協力のもと、全国労働衛生週間を実施します。

全国労働衛生週間を活用し、過労死等の防止を含めた長時間労働による健康障害の防止対策やメンタルヘルス対策の推進、事業場で留意すべき「取組の5つのポイント」をはじめ職場における新型コロナウイルス感染症の予防対策の推進、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立支援をサポートする仕組みを整備。また、化学物質対策では、特定化学物質障害予防規則、石棉障害予防規則などの関係法令に基づく取り組みの徹底を図るとともに、各事業場におけるリスクアセスメントとその結果に基づくリスク低減対策の実施を促進していくとのことです。

参照ホームページ [厚生労働省]

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_19768.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19768.html)